

平成29年度事業計画の実施について

広めよう、知財の輪

重点政策

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善
- (2) 会員にとって有益な施策の充実
- (3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化
- (4) 日本弁理士会の組織改革の推進

（１）知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善

第四次産業革命が進行しつつある中で、我が国の知財の活力は先細り傾向にあり、変革の時代に乗り遅れてしまうおそれがある。これからの時代を乗り切るために、知的創造サイクルを活性化させ、併せて弁理士の業務環境の改善を図ることを主眼におき、各施策を実施した。

① 弁理士のコア業務の充実

中小企業の知財マインドを向上させ、潜在的能力を引き出せれば、弁理士のコア業務充実につながる可能性がある。この観点から以下A～Hの施策を実施した。

- A 「知財広め隊」の創設
- B 「知財広め隊」とコラボした弁理士知財キャラバンの積極的活用
- C 支援による活用事例の創出とその利用
- D 出願経験があるクライアントへの対応能力の強化
- E 権利化意欲の増大、とりわけ実用新案、意匠及び商標制度の活用促進
- F 海外へのアピール
- G 大企業への働きかけ
- H 産学連携活動の支援

各施策の取組み状況、実施状況は以下のとおり。

< A 「知財広め隊」の創設 >

「知財広め隊」（以下、広め隊）を創設し、中小企業に知財の有用性を認識してもらうことに特化したセミナーを41都道府県の55箇所で開催した。

- ・ 複数開催箇所：東京(7)、大阪(3)、茨城、神奈川、愛知、兵庫、香川、沖縄(各2)。
- ・ 次年度開催を目指す箇所：岩手、宮城、長野、京都、滋賀、鳥取
- ・ 開催形態：支部開催の支部主催セミナーに広め隊の交流会をセットする相乗企画が27箇所、広め隊独自企画が28箇所。
- ・ 管理方法：広め隊WG作成の実施手順書に基づき、WG・本会事務局・支部担当者の協働により、セミナー申請から終了報告までを統一書式で管理し、ファイル共有ツールとして「どこでもキャビネット」を活用して情報を共有した。

本会HPに広め隊ページを開設して開催情報を掲載、広め隊バナーを追加した。

- ・ 現地関係団体への挨拶等はWG・支部担当者が直接行い、営業活動に注力した。

地方公共団体、経済産業局、金融機関等との連携はある程度実現できた。

- ・ 全セミナーの参加者約 2,100 人に知財の有用性及び当会を紹介した。また、知財広め隊セミナーをきっかけとして、福島県郡山市と支援協定を締結（H30.2.8）するとともに、他市とも平成 30 年度中に支援協定締結に向けて調整を続けることにした。

<B「知財広め隊」とコラボした弁理士知財キャラバンの積極的活用>

- ・ 広め隊セミナーの独自企画内で弁理士知財キャラバン（以下、キャラバン）の紹介時間を設け、懇親会でキャラバン受付を行った。広め隊セミナー経由でキャラバン申請まで行ったもの 2 件、受諾検討中 6 件。申請受諾件数は 2 月末現在で 34 件。
- ・ 知的財産経営センター（以下、経営センター）のコンサル事業本部と協働してキャラバン実施済み企業 122 社に対してアンケートを実施、30 社から回答を得た。すべての回答企業がキャラバンに肯定的意見だったが、有料でも受けるかとの問いに足して「受ける」との回答は 10%であった。

<C 支援による活用事例の創出とその利用>

キャラバン等、新設された経営センターの活動を通じて中小企業での知財活用事例を増やし、広め隊によるセミナーで紹介することで活用しようとする取り組み。成功例・失敗例を紹介する共通コンテンツを作成し、自前のコンテンツを用意できない支部での広め隊セミナーで使用するよう準備した。

- ・ 例）中国支部…支部独自で作成した商標を中心としたコンテンツを活用したセミナーを中国支部エリアで実施。

<D 出願経験があるクライアントへの対応能力の強化>

出願経験があるクライアントが求める一歩進んだ支援ができるよう、会員への研修強化に取り組んだ。

- ・ 外国への出願業務に関する研修について、21 回実施した。
- ・ 商品等の輸出入に伴う知財関連業務等に関する研修については実施なし。
- ・ 貿易円滑化対策委員会で「企業の模倣品対策の実態と税関における模倣品取締り制度の活用セミナー」を金沢（11 月）、広島（1 月）に開催した。次年度も同様のセミナーを名古屋その他 2 箇所で開催予定として、検討した。

<E 権利化意欲の増大、とりわけ実用新案、意匠及び商標制度の活用促進>

- ・ 特許委員会において、日本と海外の特許・実用新案制度を比較した上で、日本の制度で改善すべきと思う点につきアンケートを実施し、分析した。また、ダイレクト拒絶査定や異議申立制度についての課題や改善点につき検討し取りまとめた。特許判例分析を踏まえたうえでの実務に役立つと思われるポイントについて、及び AI・IoT・ビッグデータに関する新たな保護対象の特許法上での有効な保護について取りまとめた。
- ・ 意匠委員会において、ユーザーフレンドリーな意匠出願について諸外国との比較調査から優先権主張の同一性や一意匠の範囲について検討するとともに、意匠寄与率について判例分析を行って結果を取りまとめた。
- ・ 商標委員会において、新商標の審査状況を確認し拒絶理由への対応策について検討し、これを取りまとめた。

< F 海外へのアピール >

昨年好評を得た Discover IP Japan 継続や IPO 国際会議に参加して、我が国の知財制度の利点のアピール発信に取り組んだ。特許庁や JETRO NY より協力いただいた。

- ・ 日中交流：中華商標協会年次大会にてリクエストを頂いたトピックにつきプレゼンを行った。
- ・ Discover IP Japan：ヒューストン(1月)、サンディエゴ(2月)にて開催した(特許庁より後援をいただいた)。
- ・ 英・仏・独でのセミナー等：Brexit、UPC(統一裁判所)、UP(統一特許)の現状説明を受け、EPO・epiにおいて日本の知財関連のプレゼンを実施、意見交換を行った。IPEG(知財企業裁判所)、Bundes Patent Gericht(ドイツ特許裁判所)訪問し、裁判所制度の比較検討を行った。
- ・ IPO 年次大会に参加して、日本の知財制度についてセミナーを開催した。
- ・ AIPLA Mid-Winter：プレミーティングに参加後、USPTO の Director と意見交換を行った。
- ・ アジアセミナー：今年度は下見と準備のみ行った。次年度はカンボジアで開催する予定として、検討した。JETRO バンコクとニューデリーに会長室員を派遣した。

< G 大企業への働きかけ >

大企業の出願動向・事業上の変化の関係等につき、会長室又は必要に応じて外部調査を行い、出願数の減少傾向に歯止めをかける有効な働きかけにつき検討した。

- ・ 電機分野の動向調査(2005, 2010, 2013, 2016)を12社行った。各社の出願傾向は

掴めたが、全体的に各社とも出願件数が減少。大中事務所に出願集中の傾向あり。

- ・ 知財協とは、主に委員会レベルで交流会を開催した。

<H 産学連携活動の支援>

- ・ 日本知財学会第 15 回(2017)学術研究発表会の実行委員会に参画し、一般発表申込みの審査を行った(会員によるプレゼンは 14 件)。12 月に協賛セッション「高度知的財産専門人材育成の現状と今後の課題」を開催した。
- ・ 日本知財学会 2017 年度知財ネットワーク事業合同委員会に参画し、第 4 回知的財産国際シンポジウムの企画を立案し、3 月 16 日に「知財価値と企業戦略—日本とアセアン諸国の動向—」を実施した。
- ・ 大学技術移転協議会によるアニュアル・カンファレンス 2017(9 月)の運営に協力し、2 個の協賛セッションの企画の実施を担当した。今後は知的財産支援センターと同協議会間の協議に基づき、上記協賛セッションの企画実施を支援センター管理下で進める点につき同協議会と折衝し、了承が得られた。

② 弁理士の周辺業務の充実

権利化業務以外の下記周辺業務の充実を図るべく、取り組みを進めた。

<知的財産経営センター>

新設の経営センターの周知を図るため、本会 HP に経営センターのページを開設し、概要・構成・活動等を説明した。次年度は本会 HP のバナーを作成し、より詳細な内容にする予定として検討した。経営センターは、a) 統合事業本部 b) 知財価値評価事業本部 c) 知財経営コンサル事業本部 d) 知的資産活用事業本部 e) 知財キャラバン事業本部の 5 事業本部体制からなり、統括会議を開催して各首脳が情報を共有した。初年度の運営結果を踏まえた結果、次年度は知財価値評価事業本部、統合事業本部と知的資産活用事業本部を統合した企画統合事業本部、知財経営コンサル事業本部と知財キャラバン事業本部を統合した企業支援事業本部との 3 事業本部で構成する予定として、検討した。

<オープン&クローズ戦略>

10 回実施。技術保護テキスト作成委員会にて「技術情報の秘匿化業務及び標準化を含めたオープン&クローズ戦略」に関する弁理士用テキストの作成を開始した。

<タイムスタンプ>

東京(2)、福岡、名古屋、大阪(各1)開催した。次年度は北海道、中国、四国で開催する予定として、検討した。

<知財価値評価>

民間案件における知財価値評価の基本的ガイドライン研修を開催した(11月)。

<知財金融>

東京で知財ビジネス評価書につき(5月)、広島で中小企業向け支援策につき(8月)研修を実施した。

<水際対策>

東京で韓国知財の最新状況につき(5月)、企業の模倣品対策の実態と税関における取締り制度活用につき(11月)セミナーを開催した。

<著作権>

「知っておきたい著作権判決(平成27年)」を東京(5、6月)、大阪(7月)で開催した。

『「著作権に関する相談のためのガイドライン」の使い方～実践！著作権の相談業務～』を開催した(11月)。

<農林水産知財委員会>

- ・ 農林水産知財委員会にて農水省と数回会合を持ち、研修への協力、地理的表示(GI)の手引書へのアドバイスをいただき、「地理的表示申請手続き手引書(暫定版)」を作成し、セミナーも複数回実施した。今後も内容を充実させ、印刷物として会員に配布し、セミナーも継続して実施する予定として、検討した。
- ・ 農林水産知財対応委員会で「アグリビジネス創出フェア2017」にブースを出展し、無料相談会および知財に関するプレゼンを実施した(10月)。
- ・ 農林水産関連事業者向けに農水関連のテーマにて広め隊セミナー等を実施した。

<知財教育その他>

- ・ 東京でINPIT発行「グローバル知財マネジメントを学ぶケーススタディ教材」開催した。

- ・ 知財支援センターにおいて、学校教育支援員に対する研修を九州支部、関東支部（10月）、東海支部（12月）で実施した。

③ 世界の知財制度の流れを見極めた対応

国際的課題に、弁理士がより一層活躍しやすい環境を実現すべく、取り組んだ。

- ・ プレジデントミーティングについては、12月に韓国で開催した。主なテーマはePCT及び第四次産業革命であった。
- ・ 各国代理人団体、特許庁、各国知財庁との情報交換を複数回行い、グローバルドシエ、ePCT等の現況把握に努め、世界の動きに適切対応できるよう準備した。
- ・ WIPO GREENについては、本年度は経営センター内にWGを設置して活動した。知財協の元担当者とは2回意見交換を行った。

本会HPにWIPO GREENのサイトへのリンクバナーを設置した。

次年度、経営センターの企画統合事業本部内にWIPO GREEN及び新輸出大国コンソーシアムの対応組織を設置する予定として、検討した。

- ・ 本年度は4月にAIPLAが来会し、11月以降フランス弁理士会、中華専利代理人協会、FICPIが来会した。また、7月に韓国で日韓交流会が開催され、2～3月にドイツ・イギリス・フランスを訪問した。

④ 事務所経営改善支援

事務所経営の合理化支援、経営の見える化に役立つ施策実現のために取り組んだ。

- ・ 経営基盤強化委員会において、東京で特許事務所の経営分析ソフト説明会及び経営相談員によるセミナーを開催した（2月、近畿・東海はTV会議）。経営相談事業は大変好評だった。

⑤ 支部における会員の活躍の場の拡大

- ・ 三大支部との意見交換の結果、及び前述のキャラバンに参加した支援員・キャラバンを受けた企業からのアンケート結果をもとに、次年度のキャラバン活動の活性化を検討した。
- ・ 知的財産支援センター地域企画調整会議を定期的で開催し、各支部に対し、地方自治体との間における知財支援協定の締結を啓発・支援した。
- ・ 第1回支部長会議開催（5月）、本会事業方針、キャラバンの実績、広め隊の運用方針等に関する役員会からの説明を巡って意見交換を行った。

広島にて支部サミット開催し(7月)、支部活動の実情と課題に関し意見交換を行った。

地域企画調整会議(8月)にて、INPITによる知財総合支援窓口の配置専門家(弁理士188名(47都道府県×4名)選定用の共通選考基準・各支部別選別基準(本年度版)が確定し、公募・説明会を含む選考手順が整えられた。

配置専門家(弁理士)公募を実施し、12月に支部毎の選別会議を開催し、知財総合支援窓口WGと各支部長間で支部毎の配置専門家(弁理士)候補を内定した。

各支部と各対応地域の中小企業診断士協会等との間の覚書に基づき、各支部による連携活動を開拓した。活動は、以下のとおりとなる。

北海道支部・中小企業診断協会北海道

北陸支部・福井県中小企業診断士協会

関東支部・東京都中小企業診断士協会

東海支部・静岡県中小企業診断士協会/長野県中小企業診断士協会/
愛知県中小企業診断士協会/三重県中小企業診断士協会

近畿支部・大阪中小企業診断士協会

四国支部・愛媛県中小企業診断士協会

九州支部・大分県中小企業診断士協会/福岡県中小企業診断士協会

⑥ 非弁行為の取締強化

- ・ 業務対策委員会より、弁理士法75条「報酬要件」につき過去の経緯を含め再検討し、削除すべきと報告された。
- ・ 非弁広報については、弁理士紹介の漫画『閃きの番人』第2話に非弁のトピックを入れた(元弁理士による出願書類作成を題材)。
- ・ 情報提供に基づく非弁対応については、7件の対応が完了した。
- ・ データベースに基づく非弁疑義案件対応については、昨年度からの継続対応案件5(うち3件終了)に加え、業者による今年度の調査(特許・商標)を完了し、内容分析した。疑義案件の抽出まで完了したので、次年度に問合せ状の発信を行う予定として、検討した。

(2) 会員にとって有益な施策の充実

知財コンサル研修を一層充実させ、知財コンサル研修修了者のレベルアップを図る。ある程度実務経験を積んだ弁理士を対象として、演習型の実務研修を拡充する。将来的には、権利化業務に限らず、周辺業務を含め、更なる実務能力のレベルアップを図

るラインナップを目指す。

① 業務に即した研修の一層の充実

- ・ 弁理士育成塾（若手向け明細書作成に特化した少人数制演習指導型研修）を全 14 回 70 時間実施した（6～12 月）。参加者は 34 名であった。
- ・ 実務者養成講座ファーストステップ編（実務経験 1 年未満の会員向けに弁理士のコア業務「相談～登録」の流れを学ぶ）特許編・意匠編・商標編 3 講座を東京・大阪・2 会場で開催した（2～3 月）。
- ・ 知財ビジネスアカデミー知財経営戦略コンサルタント養成講座（出願業務を主としてきた弁理士が企業経営者と経営レベルで対等に議論し、顧客のニーズに応える知財経営コンサルタントになるための体系的戦略知識等獲得を目標）を全 6 回 24 時間実施した（7～9 月）。参加者は 11 名であった。
- ・ 知財ビジネスアカデミー知財経営コンサルティング実践講座（知財コンサル業務については、従来業務の延長線に対応できるものも多いことを経験豊富な講師が活動事例を踏まえて解説）を開催した（2～3 月）。
- ・ 知財コンサル研修の一層の充実については、各支部で実施する知財コンサル研修における実践的なテーマを選択し、顧客からの相談に対して知財経営の観点での提案も実施した。キャラバン研修における研修内容のブラッシュアップを実施した。
- ・ 知財コンサル研修修了者の更なるレベルアップについては、履修支援員研修修了者向けのフォローアップ研修を実施した。
- ・ 会員への周知については、会員向け統合研修において、経営センターコンサル事業本部の成果発表を実施した（12 月、3 月）。

② 企業内弁理士の研修プログラムの充実

- ・ 企業弁理士知財委員会では、企業内弁理士の企業内知財活動の実態に関する前年度実施アンケート調査結果を分析したうえで、知財戦略と企業経営との係わり合いや、弁理士に期待される役割に関して、経営者及び知財部門長に対するヒアリング調査を実施した。
- ・ 「企業内弁理士スキルアッププログラム」第 2 版（同委員会 2016 年発行）等を活用することで、企業内知財活動の視点で構成された以下の研修を実施した。
 - 「企業内弁理士から見た IoT に関する調査報告」5 月
 - 「IoT 関連事業の知財による保護の現状と将来動向」6 月
 - 「弁理士のための交渉術/特許ライセンスロールプレイ」7 月 東京、大阪
 - 「米国特許訴訟における弁理士の実務的対応（演習）」9 月
- 同委員会による「営業秘密に関わる弁理士の役割」e-ラーニングコンテンツ向けビデオ収録を伴う研修を東京で実施 12 月

③ グローバル知財人材の育成

外国の知財関係組織との交流等の国際的活動に一般会員がより係わりやすくする方策を検討した。また昨年度定員の二倍以上の申込みがあった、英語によるプレゼン能力向上等を含む国際的な研修の充実を図った。

- ・ グローバル人材育成研修（会の代表として海外で弁理士会をアピールできる人材育成等）を全6回17.5時間実施した（10～1月）。参加者は60名であった。
- ・ European IP Law～2017 Summer Intensive Courses for Global Legal Professions～（慶應義塾大学大学院法務研究科 Keio University Law School）との共催による研修を実施した（9月）。
- ・ イノベーションのためのグローバル起業と研究教育～次世代ビジネス創出と知財プロフェッショナル～（グローバル起業家、大学関係者、日本人知財法曹、弁理士を招聘し、次世代ビジネス創出における知財プロの役割や知財法務の最前線について紹介）を東京で開催した（9月）。第一部参加弁理士は166名で、第二部参加弁理士は163名であった。
- ・ PCT 国際特許出願とその移行手続における留意事項（PCT 国際特許出願及び各国移行手続 US, EU, CN 等における留意事項につき、講師と参加者の相互的コミュニケーションを通じて学ぶ）を東京と大阪で開催した（9月）。
- ・ 欧州・米国出願における英語によるクレームドラフティング及び補正の実務的演習を東京と大阪で開催した。
- ・ 知財ビジネスアカデミーグローバル知財戦略（中小企業がグローバル展開する際に知財戦略を含めた支援を行う場合を想定し、必要な知識・ノウハウを習得する）を開催した（2～3月）。
- ・ AIPLA 年次総会プレミアティングの参加者を一般会員からも募集した。Discover IP Japan でも一般参加者を募集した。

④ 会員に必要な情報の提供

- ・ 国際活動センターの日本情報発信部において英文 HP の情報見直しを行い、広報センターに必要な補充訂正を依頼した。
- ・ 国際活動センターの報告書の充実を図り、会議の報告書も冒頭に要旨をつけるようにした。
- ・ 電子フォーラム対応について ①トップページのスマホ対応、②検索機能改良、③新着記事通知機能追加、④PCメニューのドロップダウンメニュー化を完了した。
- ・ 弁理士ナビの改修方向性を決定し（特に得意な分野、外国語対応可能性）、業者による改修作業も完了した（3月）。

⑤ 事業承継システムの充実

- ・ 会員承継マッチングセミナーについては、東京 3 回、大阪 2 回を行った。
東京 2 回目(11 月、参加者約 50 名)、同 3 回目(2 月、約 60 名)実施後のアンケートでも概ね好評だった。会員マッチングシステムについては、わずかながらも利用実績があった。

⑥ 日本弁理士会の財務環境の検証

- ・ 過去数年間の収入及び支出(事業支出・管理支出)を一覧にするとともに、合格者や抹消者の推移による会員の増減傾向を勘案したうえで、繰越金の額や将来の予算のあり方等の検討を行い、以下の結論を得た。
- ・ 今後の弁理士会の事業活動収入は、横這い、せいぜい微増である。それを踏まえると、過去 8 年間の当会の事業活動支出の年平均増加率約 3%が今後も続くと、5 年後には繰越金は現在の 1/3 になってしまう。また、直近の過去 3 年間の事業活動支出の年平均増加率は約 7%である。この状態が継続すると、5 年後には繰越金は払底してしまう。当会及び会員に全体的な利益をもたらすこと等に直結する支出をむやみに絞りこむべきではないと考えられるが、繰越金が急激に減少することは好ましいとは思われず、支出予算の立案に際して、単年度の予想収入(収入予算)を十分に考慮すべきである。

(3) 中小企業への知財支援と普及活動の強化

① 中小企業への知財支援

- ・ 三大支部所属の地域キャラバンとの意見交換会を開催し(10~11 月)、キャラバン事業の活性化等を検討した。
- ・ 三大支部との意見交換及びキャラバン参加の支援員及びキャラバンを受けた企業からのアンケートの結果、現状のままではキャラバン申請数が少なく、コンサルを経験できる支援員が少ないことが問題とされた。
- ・ 出願援助として会令第 23 号に基づく通常援助を 31 件、会令第 90 号に基づく復興援助を 25 件行った。

② 知財の普及活動の強化および弁理士の知名度向上

- ・ タレントの小川夏果さんを起用したポスターを作成し、新年賀詞交歓会の司会も小川さんに依頼して行った。

- ・ 広報戦略策定の業者（株式会社電通東日本）を選定し、インナー調査（会員向け）とアウター調査（外部向け）を実施し、短中期的広報戦略を策定した。弁理士を活用してもらうべく弁理士の業務内容を知ってもらうには、まず弁理士名称認知率をアップさせる必要があり、3つのフェーズを設定する。フェーズ1のうち平成30年度は現状の認知率が低いものの、他世代への情報拡散力が高い20～30代のビジネスパーソンをメインターゲットとし、弁理士名称認知率を2～3%向上すべく、広報ビジュアルとイベントを軸に各施策（ビジュアル作成、WEB広告、イベント開催、交通屋外広告、PR活動、特設サイト開設）を展開することとした。7月1日の弁理士の日の特設サイトを開設すべく、次年度4月から活動を開始し、また、効果測定もアウター調査で行う予定として、検討した。
- ・ 弁理士紹介の漫画『閃きの番人』全3話を作成し、弁理士会WEBにて公表した。
- ・ 特別大学支援プログラムのパンフレット2000部をUNIT等に配布した。
- ・ 国立高等専門学校機構との間に2013年締結の「知的財産教育の充実及び知的財産活用のための協力に関する協定」に基づき、知財リテラシーの啓発を働きかけ、以下のとおり実施した。

新居浜工業高等専門学校	10月
北九州工業高等専門学校	10月 2回
鈴鹿工業高等専門学校	10月
有明工業高等専門学校	10月 2回
熊本工業高等専門学校	11月
- ・ 特別大学支援プログラムは、以下のとおり実施した。

東京農工大学農学部「特別講義Ⅲ」	「知的財産概論」	10～1月	
東北大学特別講義	「半導体分野の知財」	6月	
滋賀医科大学院提携講座	「医学総合持論」	「知的財産概論」	11月
- ・ 知財創造教育推進コンソーシアムに本会会長が委員として参画し、7月開催の同検討委員会では、学習指導要領における知財の取り扱いに関し、検討した。
- ・ 「知的財産人材育成総合戦略」の推進事業を行うための民間の自主的組織（事務局INPIT）である知的財産人材育成推進協議会に本会会長が委員として参画し、「5年後の知財人材のビジョンと目標・今後の取組みの方向性」に関し提案と意見を提出した（6月）。
- ・ バイオ・ライフサイエンス委員会で「Bio Japan 2017」にブースを出展し、無料相談会および知財に関するプレゼンを実施した（10月）。弁理士会のプレゼン聴講者は約70名と、非常に盛況であった。

- ・ 出願援助制度のあり方について総合政策企画運営委員会で検討し、「制度目的を達成していない懸念がある。援助後の追跡調査を実施すべき」との報告をした。
- ・ タイムスタンプセミナーを開催（東京、近畿、九州、東海）した。

（４）日本弁理士会の組織改革

① 委員会の適正化

- ・ 参加しやすい委員会のあり方については、総合政策企画運営委員会において、会員アンケートを実施するなどして検討した。同委員会から、有効な方策の一つとしてインターネット会議システムを利用が提言された。同会議システムについては、情報企画委員会においても検討を行い、利用価値が高い旨の報告を受けたところであるが、さらに費用面・技術面を踏まえた検証、セキュリティや利用ルールの策定など引き続き検討が必要である。
- ・ 総合政策企画運営委員会において、委員の辞任の取扱についての審議を行い、「早期に辞任したものについては、6・8ルールの対象としない」旨報告した。
- ・ 会長室にて過去の諮問と今年の諮問を整理し、結果を次年度会務検討委員会へ回付した。
- ・ 会長推薦制度に関して、昨年度の次年度人事検討委員会では64名を選任したが、最終的にそのうち24名程度が辞任した。残留率は62.5%。今年度は次年度人事検討委員会を例年より早めに立ち上げて、会長推薦制度の成果の分析を行った。分析の結果、有用な制度であると結論され、今年度も同制度を採用し、39名を選任した。また、会長推薦対象者と役員との懇談会を行い、意見を聴取した(1月)。

② 中長期的な課題の設置と活用

- ・ 短中期と中長期とに課題を分けて、検討した。短中期については、10月末からの次年度会務検討委員会に、会長室員として選任した前年以前の副会長経験者がアドバイザーとして参加し、次年度の副会長に事業及び予算についてのアドバイスをする体制並びに予算案を精査する体制を構築した。本会事務局も、上記体制に合わせて、事業及び予算の資料を作成する担当者を配置した。
- ・ 中長期については、常議員会の協力を得て、実施事業の見直しをするスキームを検討した。将来的には、中央知的財産研究所の一部門としての位置付けることも検討した。

- ・ 次年度、役員会設置委員会として会務経験が豊富な会員を中心とする中長期課題検討委員会を設置し、弁理士会が中長期に取り組むべき諸課題を調査研究する活動を開始する予定として、検討した。諸課題には、今後の弁理士法改正対応、知財推進計画、知財人材育成協議会等の中長期的な視野にたって対応すべきものの取りまとめ、既存委員会との役割の整理等も行うようにする予定として、検討した。
- ・ 知財推進計画 2018、知財戦略ビジョンへの意見募集を対応した。

③ 本会と支部との間及び各支部間の情報の共有化の促進

- ・ 例規委員会からの答申を受け、情報企画委員会の支援のもと、役員室への TV 会議システム導入の検討し、12 月に設置した。3 回のトライアル運用終了し、運用に支障がないことを確認した。

④ 支部の役割の充実

- ・ 「現・新正副会長と東海支部会員と語る会」「現・新正副会長と近畿支部会員と語る会」を開催し（3 月）、自律的な支部の役割を前提にして、前年・今年度役員会による事業引継情報の共有を図った。
- ・ 7 月に福島県郡山市で実施された広め隊セミナーが奏功し、郡山市と当会の間「知財の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」を締結した（2 月）。同市と支援センター/東北支部との間に覚書も締結され、市内教育機関における知財に係る教育事業が有償支援対象に位置付けられている。
- ・ 沖縄県石垣市と当会の間「知財の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」を締結した（2 月）。また、同市と九州支部間で覚書を締結した（2 月）。
- ・ 支部サミットのテーマ選定に備え、支部からの①要望テーマ、②活動メンバーの固定化の実情、③県単位の偏在による集まり難さ等の実情への対処に関し情報を共有した。
- ・ 第 1 回「関東支部と正副会長との語る会」を関東支部創設後、初めて開催した（6 月）。関東支部は、知財支援センターによる社会貢献事業の中では、関東地域で行われていたものを承継する受け皿として成長してきた経緯もあり、支部の自律的役割が充実している。第 2 回の「語る会」では、知財支援事業において協力競合関係が深いと目される東京都中小企業振興公社、中小企業基盤整備機構等の在京公的機関に対する本会との一身一体的な働きかけや、支援事業において、被支援者に対し、支部ごとに異なる諸支援ルールの統一と整理に関する本会/支援センターとの連携

活動等が浮上した。

- ・ 2020 東京オリンピック及びパラリンピックの活動における当会との連携調整に関しても、検討を開始した。

(5) 重点政策以外の取組

① 弁理士法改正

当会から2名が委員として参加し、10月後半以降、年度内に4回開催された弁理士制度小委員会において、標準化業務、データ利活用業務における弁理士法上の明記等について検討がなされた。2月27日に改正案が閣議決定、第196回国会（通常国会）に提出された。

② INPITの近畿統括拠点への協力

- ・ INPIT-KANSAI が入居しているグランフロントへの近畿支部室の全部・一部の移転につき、WGにおいて移転の意義、移転した場合の当会の財務への影響、迅速な移転に向けたスケジュール等の検討を行い、報告された。
- ・ 大阪での INPIT-KANSAI 設置を歓迎し、その活用を通して中小企業支援を図る企画について、関西『知財の輪』セミナー・交流会を開催した（3月）。

③ 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

- ・ パテント誌平成30年1月号の特集『オリンピック・パラリンピックと知財』に、東京2020組織委員会へのインタビュー及び、理事である室伏広治氏へのインタビューを掲載した。関連技術（顔認証等）や商標、アンブッシュマーケティングの記事も有識者に依頼して掲載した。
- ・ 関東支部には、スポーツ祭東京（2013年10月、第68回国民体育大会）における東京2013文化プログラムの一環として、スポーツ関連特許と東京の地域ブランドの紹介を旨とし、通行人をも取り込んだ大型展示説明会をアキバ・スクエアで実施した経験があり、当時の担当者らが中心となって、来る2020年東京オリンピック及びパラリンピック関連文化プログラムへの参画に備え、情報収集を開始した。
- ・ 「オリンピック」「パラリンピック」「東京2020大会」などの文言や応援マークを使用できるよう、東京2020応援プログラムに弁理士会として主体登録した。

④ 弁理士制度120周年記念事業の開催準備

- ・ 弁理士制度120周年記念事業準備WGを設置し、会場の選定等を検討した。来年度はコンベンション会社と提携して、本格的な準備を進める予定として、検討した。

⑤ 弁理士法に基づく事務・事業への取組

- ・ 弁理士登録に関する事務や実務修習等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業を確実に実施した。

⑥ その他

- ・ 「預り金の取扱いに関するガイドライン」を公表した（9月）。前年度に弁理士倫理（会令第36号）が一部改正され、預り金の取扱いに関する規定が盛り込まれ10月1日より施行されることとなっていたため、これに先立って預り金の保管、記録、報告等について具体的に説明したガイドラインを作成、公表した。
- ・ 年末から年明けにかけ、利益相反への取組みに関するアンケート調査を会長室にて実施した。
- ・ 本年度定期総会後の常議員会から2名の外部常議員に出席いただいた。
- ・ 事業承継体制の充実を図る目的として、60歳以上の高齢の会員を対象に、受任状況や引継体制に関するアンケート調査をコンプライアンス委員会にて実施した。「状況は、以前に同様の調査を行った平成20年と比較してあまり改善されておらず、実効性のある対策の検討が必要である。」旨の報告があった。
- ・ 支部名称について、変更すべきとの支部名称変更検討WGの報告があった。次年度、支部名称変更準備委員会を直ちに設置し、各種検討作業を経て、12月の第1回臨時総会で会則・会令等の改正案と補正予算案を議案として上程し、平成31(2019)年4月から新支部名称で活動開始する予定として、検討した。
- ・ 平成28年7月に、法務省よりいわゆるB法人制度を創設すべき旨が提言されたことを受け、平成28年度から平成29年度にかけ、諸外国の制度やユーザ意識等の実態調査を実施し、当会として「外国法事務弁護士による混合法人制度導入に際しての調査報告書」をまとめ、関係各所に対してB法人制度再考を促すための活動を行った。
- ・ 7月3日に「弁理士の日 記念講演」として、2014年ノーベル物理学賞受賞者で、名古屋大学特別教授の天野浩氏を講師に迎え「世界を照らすLED～大学における知財の創成と展開～」と題した講演会を東京都千代田区のイイノホールで行った。参加者数は、353名であった。
- ・ 平成29年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストは、当会、特許庁、文部科学省及び工業所有権情報・研修館が主催し、高校、高専、大学等の生徒・学生を対象とした標記コンテストを実施した。表彰式を3月12日に開催（JPタワーホール&カンファレンス）した。今年度の応募数はパテントが525件、デザインパテントが506件あり、その中から出願支援対象としてパテント29件、デザインパテント32件を選んだ。また、出願支援対象の中からパテント及びデザインパテントのそれぞれについて、当会から日本弁理士会会長賞及び震災復興応援賞を授与した。

以 上